

令和2年 第3回 安芸太田町議会臨時会会議録

令和2年4月9日

招集年月日	令和 2 年 4 月 9 日						
招集の場所	安芸太田町議会議事堂						
開閉会日 及び宣告	開 会	令和2年4月9日午前10時30分		議 長	矢立 孝彦		
	閉 会	令和2年4月9日午前11時15分		議 長	矢立 孝彦		
応(不応)招議員 及び出席並びに 欠席議員 凡例 ○ 出席 △ 欠席 × 不応招 △公 公務欠席	議 席 番 号	氏 名	出席等 の 別	議 席 番 号	氏 名	出席等 の 別	
	1	大 江 厚 子	○	7	佐々木 道則	○	
	2	田 島 清	○	8	角 田 伸 一	○	
	3	平 岡 昭 洋	○	9	佐々木 美知夫	○	
	4	富 永 豊	○	10	吉 見 茂	○	
	5	末 田 健 治	○	11	中 本 正 廣	△	
	6	津 田 宏	△	12	矢 立 孝 彦	○	
会議録署名議員	5番	末 田 健 治		7番	佐々木 道則		
職務のため議場に 出席した者の職氏名	事務局長	河 野 茂		書 記	伊 藤 真 由 美		
地方自治法第121 条により説明のた め出席した者の職 氏名	町 長	小 坂 眞 治	—		—		
	副 町 長	小 島 俊 二	—		—		
	総 務 課 長	長 尾 航 治	—		—		
	税 務 課 長	沖 野 貴 宣	—		—		
議事日程	別紙のとおり						
会議に付した事件	別紙のとおり						
会議の経過	別紙のとおり						

会議に付した事件

令和2年4月9日

	諸般の報告
	会議録署名議員の指名
	会期の決定
承認第1号	専決処分の承認を求めるについて（安芸太田町固定資産評価審査委員会条例の一部改正について）
承認第2号	専決処分の承認を求めるについて（安芸太田町税条例等の一部改正について）
承認第3号	専決処分の承認を求めるについて（安芸太田町国民健康保険税条例の一部改正について）
	町長の退職について

令和2年第3回 安芸太田町議会臨時会

議 事 日 程 (第1号)

令和2年4月9日

日程	議案等番号	件名
第1		諸般の報告
第2		会議録署名議員の指名
第3		会期の決定
第4	承認第1号	専決処分の承認を求めることについて（安芸太田町固定資産評価審査委員会条例の一部改正について）
第5	承認第2号	専決処分の承認を求めることについて（安芸太田町税条例等の一部改正について）
第6	承認第3号	専決処分の承認を求めることについて（安芸太田町国民健康保険税条例の一部改正について）
第7		町長の退職について

令和2年第3回臨時会
(令和2年4月9日)
(開会 午前10時30分)

○矢立孝彦議長

ただいまの出席議員は10名です。定足数に達しておりますので、これから令和2年第3回安芸太田町議会臨時会を開会します。本日の議事日程はあらかじめお手元に配付したとおりです。

日程第1. 諸般の報告

○矢立孝彦議長

日程第1、諸般の報告を行います。本日町長から、お手元に配付のとおり議案が送付されています。地方自治法第121条の規定により、本臨時会に説明のため出席を要求した者は、町長、教育長です。なお、同条の規定によって町長及び教育長から説明員を委任したことについて、お手元に配付した写しのとおり通知がありました。監査委員から2月末日現在における出納検査の結果報告が提出されています。報告書は、議会事務局に保管していますので、ご覧ください。以上で諸般の報告を終わります。

日程第2. 会議録署名議員の指名

○矢立孝彦議長

日程第2、会議録署名議員の指名を行います。本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第126条の規定によって、5番末田健治議員及び7番佐々木道則議員を指名します。

日程第3. 会期の決定について

○矢立孝彦議長

日程第3、会期の決定について議題とします。お諮りします。本臨時会の会期は本日4月9日の1日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。したがって会期は1日間に決定しました。

日程第4. 承認第1号

○矢立孝彦議長

日程第4、承認第1号、専決処分の承認を求めるについて（安芸太田町固定資産評価審査委員会条例の一部改正について）を議題とします。提出者から提案理由の説明を求めます。小坂町長。

○小坂眞治町長

承認第1号、専決処分の承認を求めるについて（安芸太田町固定資産評価審査委員会条例の一部改正について）ご説明をいたします。行政手続き等における情報通信の技術の利用に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う安芸太田町固定資産評価審査委員会条例の一部改正について、地方自治法第179条の第1項の規定により、専決処分をしたいので同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるものでございます。詳細につきましては担当課長より説明をさせます。

○矢立孝彦議長

税務課、沖野課長。

○沖野貴宣税務課長

承認第1号、固定資産評価審査委員会条例の一部改正について説明します。これは行政手続き等における情報通信の技術の利用に関する法律の一部改正に合わせて改正するものです。以上です。

○矢立孝彦議長

以上で提出者の説明を終わります。これから質疑を行います。質疑はありませんか。
(なしの声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。
(なしの声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから採決を行います。承認第1号、専決処分の承認を求めるについて（安芸太田町固定資産評価審査委員会条例の一部改正について）を起立により採決します。承認第1号についてはこれを承認することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立総員です。したがって、承認第1号、専決処分の承認を求めるについて（安芸太田町固定資産評価審査委員会条例の一部改正について）はこれを承認することに決定しました。

日程第5．承認第2号

○矢立孝彦議長

日程第5、承認第2号、専決処分の承認を求めるについて（安芸太田町税条例等の一部改正について）を議題とします。提出者から提案理由の説明を求めます。小坂町長。

○小坂眞治町長

承認第2号、専決処分の承認を求めるについて（安芸太田町税条例等の一部改正について）ご説明をいたします。地方税法等の一部を改正する法律等の施行に伴う安芸太田町税条例等の一部改正について、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分したので同条第3項の規定により、議会に報告し、承認を求めるものでございます。詳細につきましては担当課長より説明を申し上げます。

○矢立孝彦議長

税務課長。

○沖野貴宣税務課長

承認第2号、税条例等の一部改正について説明します。所有者不明土地等にかかる固定資産税の課題への対応ですが、現に所有しているもの、相続人等の申告が制度化されます。登記簿上の所有者が死亡し、相続登記がされるまでの間において、現に所有しているもの、相続人等に対し、町の条例に定めるところにより、氏名、住所等、必要な事項を申告させることができます。使用者を所有者とみなす制度の拡大ですが、調査を尽くしても、なお固定資産の所有者が一人も明らかとならない場合、事前に使用者に対して通知をしたうえで、使用者を所有者とみなして固定資産課税台帳に登録し、固定資産税を課すことができるとなります。未婚のひとり親に対する税制上の措置、及び寡婦控除の見直しですが、未婚のひとり親に寡婦控除が適用されます。控除額は30万円です。これは婚姻歴の有無による差をなくそうというものです。寡婦控除の見直しですが、寡婦、女性に、寡夫、男性と同じ所得制限、500万円が設けられます。子有りの寡夫、男性の控除額、現行26万円について、子有りの寡婦、女性の控除額30万円と同額となります。これは性別による差をなくそうというものです。町たばこ税ですが、軽量な葉巻たばこの課税方式の見直しです。その他法改正に伴う整理、項ずれに伴う措置、改元対応、字句の整理となっております。

○矢立孝彦議長

以上で提出者の説明を終わります。これから質疑を行います。質疑はありませんか。5番、末田議員。

○末田健治議員

この制度の中の使用者を所有者とみなす制度の拡大というのがありますけども、この場合のその使用者という定義はどういうことでしょうか。

○矢立孝彦議長

税務課長。

○沖野貴宣税務課長

失礼いたします。家屋などですと分かりやすいと思うんですけど、実際に管理している者ということになろうかと思います。土地についても実際に管理をしている者ということになろうかと思います。

○矢立孝彦議長

末田議員。

○末田健治議員

その管理をしている者というのは他人の場合であってもそうなんですか。

○矢立孝彦議長

税務課長。

○沖野貴宣税務課長

失礼いたします。それはですね、慎重な判断が必要になろうかと思います。実際にこの方が所有しているとみなされるかどうかは、時間をかけて調査して行ってまいりたいと思っております。

○矢立孝彦議長

他に質疑はありませんか。 1番、大江議員。

○大江厚子議員

寡婦控除の見直しの件ですが、これまで、ですから女性に配慮して所得制限が設けられてなかつたということですか。もし、これまで設けられていなかつたとしたら、その配慮というのはどういうことで設けられていなかつたのか、そして今性差別をなくす意味でも、寡婦、女性のほうにも所得制限を設けることになったと言われますが、合理的な根拠というのは、どのようなことで国は、そういうふうに両性に所得制限を設けたのか、そのへんはどうでしょうか。

○矢立孝彦議長

税務課長。

○沖野貴宣税務課長

失礼いたします。これはもう世の中の流れとか世論だと思います。婚姻歴の有無による差とか、性差別による差をなくそうという日本国としての世論がこういう税制に反映されてきていると思っております。

○矢立孝彦議長

大江議員。

○大江厚子議員

婚姻歴の有無について差別があつてはならないっていうのはまったくそうだと思うんですが、女性、寡婦、男性に対して所得制限があつて、これまで女性に対してはなかつたというのは、なんらかの女性に対する配慮というか、そのへんがあつた故の違ひだったんではないかと、私なりに思うんですが、そのへんはどういうことだったんでしょうか。

○矢立孝彦議長

税務課長。

○沖野貴宣税務課長

失礼いたします。所得制限は今おしゃられたとおりなんですけれども、これも何て言うか、性による差をなくそうという中で決められたことと考えております。500万円が多いか少ないかというのは、それぞれの判断によるところだと思うんですが、そういった背景があつて決められたことだと思っております。

○矢立孝彦議長

ほかに質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから採決を行います。承認第2号、専決処分の承認を求めるについて（安芸太田町税条例等の一部改正について）を起立により採決します。承認第2号についてはこれを承認することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立総員です。したがつて、承認第2号、専決処分の承認を求めるについて（安芸太田町税条例等の一部改正について）はこれを承認することに決定しました。

日程第6. 承認第3号

○矢立孝彦議長

日程第6、承認第3号、専決処分の承認を求めるについて（安芸太田町国民健康保険税条例の一部改正について）を議題とします。提出者から提案理由の説明を求めます。小坂町長。

○小坂眞治町長

承認第3号、専決処分の承認を求めるについて（安芸太田町国民健康保険税条例の一部改正について）ご説明をいたします。地方税法等の一部を改正する法律等の施行に伴う安芸太田町税条例の一部改正について、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により、議会に報告し、承認を求めるものございます。詳細につきましては担当課長より補足の説明をいたします。

○矢立孝彦議長

税務課長。

○沖野貴宣税務課長

承認第3号、国民健康保険税条例の一部改正について説明します。まず課税限度額の引き上げです。基礎課税額61万円を63万円に引き上げ、介護納付金課税額16万円を17万円に引き上げます。軽減措置にかかる軽減判定所得の基準額の見直しですが、5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定における被保険者の数に乘すべき金額28万円を28万5千円に引き上げることに伴う、きていの整備です。2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定における被保険者数の数に乘すべき金額51万円を52万円に引き上げることに伴うきていの整備です。以上です。

○矢立孝彦議長

以上で提出者の説明を終わります。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから採決を行います。承認第3号、専決処分の承認を求めるについて（安芸太田町国民健康保険税条例の一部改正について）を起立により採決します。承認第3号についてはこれを承認することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立多数です。したがって承認第3号、専決処分の承認を求めるについて（安芸太田町国民健康保険税条例の一部改正について）はこれに承認することに決定しました。

日程第7. 町長の退職について

○矢立孝彦議長

日程第7、町長の退職についてを議題とします。これは地方自治法第145条の但し書きにおいて、議会の同意を得たときは、その法定期日前に退職することができることによるものです。したがって町長の退職期日を議題とするものです。ここで町長からの発言を求めます。小坂町長。

○小坂眞治町長

日程7、町長の退職についてご説明をいたします。先日の全員協議会において説明をいたしましたとおり、昨年4月、河井克行氏から差し出された封筒はお受けする理由もなく、受け取るべきではないとの想いで持ち帰られるようやりとりをしましたが、その場を治めることで止む無く預かりました。そのまま返す機会をうかがっておりましたが叶わず、年度末になり政治資金収支報告書に記載し届けました。政治資金収支報告書を届けたとはいえ、いわれのないお金を本義ながらも安易に受け取ったこと、その処理を一年も出来なかつたことを忸怩たる想いで悔やんでおり、事の責任を痛感しとります。このことは共に町づくりに邁進しようとする町民のみなさま、また職員皆との信頼関係を私自らが損なうことをし、協働の町づくりのお願いも、職員への叱咤激励も叶うことではなく、このような状況で町づくりは進むのか、町長としての職責が果たせるのか、私の進退について考えを巡らせておりました。年度始めの重要な時に、またコロナウイルスの脅威がある中で町長が不在となる政治的な空白は避けなければならない、また私自身も事情聴取を受けており、司法の判断を待てというご意見もいただいたところですが、何よりも信頼を損ねた町長の責任を果たさなくてはならないとの判断に至りました。一日も早く町政を元に戻し、新しいリーダーの下安芸太田町が一体となった町づくりが始まることを願い、4月7日付で辞表を提出しているところです。改めて本日4月9日付けでの辞職についてご承認をお願いするも

のです。異常な選挙の流れを止めることなく、巻き込まれていたことを深く反省しております。選挙が正常で信頼できるものではなくてはなりません。一日も早く事の真相を明らかにすべきであり、事情聴取には全面協力してまいります。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○矢立孝彦議長

以上で町長の発言を終わります。これから質疑を行います。質疑はありませんか。3番、平岡議員。

○平岡昭洋議員

今日は質疑をしようというほどまでまとまつてはおりませんけれども、私は町長の表明を聞いて、一つだけやっぱり、町民との話合いの中で分からぬことがあります。一つはなぜ表明されたのか、要するに受け取られたということですね、なぜ言われたのか。多分河井克行代議士のいろいろ資金を配ったという話は新聞報道でいろいろ聞いります。各首長さんにもいろんなアクセスがあったと聞いてるんですけど、この町ですね、ほんとにこれだけ報道にさらされる形になったということは、町長の、やはりこれは悪いことだと思いの中から出た良心の中で言われたことなのか、それともどうしてもこれは自分として表明せざるを得ないという立場に追い込まれたうえで表明されたのか、私としては前者のことを祈りますけれど、その点について一言お聞きしたいとそう思っております。

○矢立孝彦議長

小坂町長。

○小坂眞治町長

中身が、封筒を開けてはおりませんでしたが、中身がおそらく現金であろうということは十分に推測できる状況でございました。そうしたふうな中で政治資金の収支報告がこれは3月31日という期日がございます。その期日の判断するにあたりまして、先ほど申しますように中身を開けて確認をし、20万円の金銭がありましたので届け出た。届けたところ、やはりいろいろな取材を受ける中ですね、この度、このように金品を受けておったということですね、取材に応じたというのが事の流れでございます。先ほど申しますように、どのような状況であろうと、言われのない金を選挙の期間の時に受け取ったことについては、ほんとに深く責任を感じるところでございます。

○矢立孝彦議長

ほかに質疑はありませんか。9番、佐々木美知夫議員。

○佐々木美知夫議員

先日7日に、ほんとに突然といった意味で辞表を提出されたと、今日に至つたわけですが、私昨日、一昨日いろいろ町内を回っておりましてですね、いろんな意見がございました。今日こうして承認という形で出された訳ですが、仮にこの10月まで任期はあった訳でございますが、今回退職ということになりますと、任期を全うできなかつたということになります。よく皆さんのが、こうして歩いているのに言われますのに、退職金の扱い、このことをどういうふうな考え方で、当然行政のほうもあろうと思いますが、そういった考えをちょっとお尋ねいたします。

○矢立孝彦議長

小坂町長。

○小坂眞治町長

今このような事を理由に退職の承認のお願いをしとるとこでございます。詳しく制度を心得るところではございませんけども、我々の退職金の支給に影響を与える事案ではないと認識しております。

○矢立孝彦議長

佐々木美知夫議員。

○佐々木美知夫議員

私も今回のこの事件と言いますか、退職に関しては、なかなか難しいところもあるんではないかと思つたわけですが、今まで職員のいろいろな不祥事等々あって、退職金の支給がされなかつたとかいつた事案もありますよね、そういうところを加味してね、町長個人で何か思いがあればとお尋ねをしたわけですがそのへんはどうですかね。

○矢立孝彦議長

小坂町長。

○小坂眞治町長

先ほどの繰り返しになりますが、私自身もそのような認識に至っておりません。

○矢立孝彦議長

ほかに質疑はありませんか。5番、末田議員。

○末田健治議員

住民の方が突然の町長の辞職の表明をされたということで、非常に多くの方が戸惑っておられるというのが現状でございます。この人口が 6,100 人しかいない小さな町で非常に衝撃的なことでございます。しかも事案が公選法に違反するかもしれないという案件でございますので、町民の方はその真相をはつきり聞きたいというふうに考えておられる方が多いと思いますけども、その事に関して町長として住民への説明ということに関してはどのようにお考えでしょうか。

○矢立孝彦議長

小坂町長。

○小坂眞治町長

現時点におきましては、先ほど承認をお願いする中で述べましたことにですね、留めさせていただくこととしております。またこの事情聴取が進む中でですね、しだいに私とのやりとり、あるいは今回の選挙全体のやりとりがですね、明らかになるものと願っておりますし、私も繰返しになりますが、こうした事の解明につきましては、できる限りの協力をしていかなくてはならない立場と認識しております。

○矢立孝彦議長

他に質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。まず原案に反対者の発言を許します。次に原案に賛成者の発言を許します。5番、末田議員。

○末田健治議員

5番、末田です。本日、このような形で小坂町長の辞職に係る決議の場に立ち会わなければならず、誠に残念と言わざるを得ません。思い返せば、私が議員になりましたわずか 3 年、小坂町長とは政策において一般質問や様々な場面においては失礼なことを申し上げたことも何度かあったと思います。しかし誠実に対応していただき感謝いたしております。小坂町長は職務に関しては誠実、一方では頑固という印象がありましたら、就任中の間、安芸太田町の過疎高齢化の波は厳しく、舵取りも大変苦労されたことと存じます。また長期総合計画においては目標値を掲げられ、成果指標を定められ、実効性を高めるなど、事業執行にあたられたことなど成果を上げられました。しかし人口減少への歯止めは止まらず、苦労も多かったのではないかと推察をいたします。さて本題に入りますが、町長は昨年 4 月、河井克行衆議院議員から現金 20 万円を受け取ったことをこのほど認められ、一年が経過した今年に入り、政治資金収支報告書に 20 万円の収入があったことを届けられたようです。それは新聞報道で河井克行衆議院議員秘書、河井案里参議院議員秘書の方が、公職選挙法違反容疑で逮捕されるなど、連日マスコミによる報道がされ、問題が表面化してからであります。人柄の良い町長は巻き込まれたという見方もありますが、公職選挙法にいう買収疑惑が問われる本件について、私はなぜ昨年の早いうちに広島にもある事務所のほうにでも返されなかつたのか大きく疑問が残るところです。河井夫妻による買収疑惑について口をつむぐ方がおられる中で、町長は受け取りをはつきり認められました。潔さは評価をいたします。一方町長は日頃から職員に法令順守を厳しく言われており、これから司法による判断がされる中ではありますから、軽々には申し上げられませんが、限りなく疑いのある金品を受け取られたことは事実であり、行政のトップにある立場として辞職は必然であったと思われます。以上の理由から本議案について同意いたします。

○矢立孝彦議長

次に原案に反対者の発言を許します。つづいて原案に賛成者の発言を許します。1番、大江議員。

○大江厚子議員

1番、大江です。私は町長辞職については同意します。この度の小坂町長の辞職表明は河井克行議員から現金 20 万円を受け取ったことによる問題を発端に町民や職員に混乱を与え、信頼関係が損なわれたことによる道義的責任からと自ら言われています。この度の疑惑は参議院選挙に関わっての買収の疑いです。選挙の 2 か月前に立候補者の夫である河井克行議員がお金を持参したことは、お金を渡すことで票の取りまとめを依頼する意図があったとみるのが健全な感覚です。仮に買収という感覚は町長にはなかったにしても、町長自ら発言されている安易な気持ち、甘さによる行動は町行政のトップである町長である以上、やはり住民には受け入れ難いものがあります。一方受け取ったお金を政治資金で処理するという安易な思いは成り立つはずがないと一昨日の発言がありました。これは新聞報道で知ったのですが、町長の 20 万円受取りに対する自らの責任の取り方の決意と受け止めております。

さて人民の長い闘いの中で勝ち取られた選挙権の権利、主権者としてその意思を政治に反映させるこ

とのできる権利をお金で左右し、ないがしろにするような行為を選挙で選ばれたもの、首長や私たち議員が行うことがあってはなりません。自らの職の根拠を否定することになります。そのうえでなぜこの町の町長ばかりが矢面に立たされなければならないのか、広島県会議員、広島市会議員も 12 名の議員と報道では聞いてますが、お金を受け取った人たちがいます。氏名を公表し、経緯や真意を明らかにすべきです。さらにはこの疑惑の発端である現金を持参した河井克行議員、そしてその発端となりました河井案里議員の責任やこの選挙区との関係はどうであったのかを追求しなければならないと考えています。そして何より自民党本部から出ていた巨額資金がこの一連の現金のばらまきの資金源になっていたことへの自民党の責任も問われるべきです。町長辞職については同意します。しかし権力の中核にあるものがいつも安泰で、何か事が起きると尻尾切りのように端から切り捨てられていくこと、また中央の思惑によって地方が翻弄されるようなことは抗議をいたします。このことを申し添えて私の賛成討論を終えます。

○矢立孝彦議長

ほかに討論はありませんか。4 番、富永議員。

○富永豊議員

同意、賛成の立場から討論させていただきます。今回、昨年 7 月の参議院広島選挙区をめぐり、現金受領事件で公職選挙法違反に伴う小坂町長の辞任に対し、少し深く考察すると、いろいろな意見が見える。勝手すぎるとか無責任すぎるとか、中には受け取りを素直に認めたなど、様々な意見で混乱の内容が町内外から聞こえてまいります。そのような中にあって辞意表明を道義的責任の観点からの判断に至りましたという表現をもって発せられました。その発言から見えるものは為政者としての在り方を自ら問い、あるときは法より重く感じる道義的責任という言葉で主権者である住民の皆様に大変申し訳ない強い思いの判断を下されたものと思っています。同時に昨今、政治と金について色褪せ気味に感じさせるようになっておることに対し、自らに甘いという表現から課せられ、楔を入れる思いと受け止めております。また事件の相手、国会議員に対し、問題解決のための説明責任を呼び掛けておられること、報道の中で伝わってきてています。そのことは政治に対する信頼回復を強く望む考えの一端としての受け止めをしております。さらに今後、法の下での解明について、捜査協力に向き合う意思の表示も伝わってきています。このような考え方、思いが伝わってくる限り、町長という立場で張ってこられた 3 期 12 年近くで築き上げてきた住民福祉向上の政策の一環で、ハード面で言えば財政のひっ迫の中、生活の基盤の柱である病院の建替え、未来への投資としての学校の構築、新たな産業利用していくものの基盤としての光ファイバーの敷設への奔走は足跡として語られながら利用されていくものと思っています。また 3 期目は地方創生でのソフト面での施策、森林環境譲与税の創設に副会長の立場で尽力、さらにこれから 4 次産業への基盤づくりの予算編成などは、次に引き継がれるリーダーがどなたになっても大きな力となって助けるものと思います。以上のことが今回の町長の辞任の受けいることができる議員としての意見を思いを述べ、賛成の立場で同意することといたします。以上でございます。

○矢立孝彦議長

他に討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから町長の退職期日の同意について採決を行います。お諮りします。町長からの申し出は退職期日を本日 4 月 9 日とするものです。小坂眞治町長が本日、4 月 9 日をもって退職することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。したがって小坂眞治町長が本日、4 月 9 日をもって退職することに同意することに決定しました。

以上で本日の日程は全部終了しました。これで会議を閉じ、令和 2 年第 3 回安芸太田町議会臨時会を閉会します。

○河野茂議会事務局長

ご起立願います。一同互礼。

午前 11 時 15 分閉会